

# 一般社団法人北海道環境保全技術協会定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人北海道環境保全技術協会という。

### (目的)

第 2 条 本協会は、会員の環境保全に関わる技術を総合して環境保全技術ネットワークを構築し、北海道における環境保全技術関連需要に応えるとともに、会員が協働して、環境保全技術の普及と向上を図り、もってわが国の環境保全技術の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第 3 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 環境保全技術に関する情報収集、技術交流及び支援
- 二 環境保全に関する新規技術の研究開発と普及活動
- 三 環境保全技術に係る調査・共同研究の実施・推進
- 四 環境保全技術に関する関係資料の作成配布、情報交換、広報宣伝
- 五 環境保全技術レベルの向上のための研修、講習会等の開催
- 六 新規環境保全市場開拓のための啓発並びに普及活動
- 七 環境保全に係る技術資源および経営資源の斡旋、融通および共同利用
- 八 国、地方公共団体、民間の研究機関、企業等からの環境保全技術にかかる調査等の受託、並びにこれらの実施、運営への参画
- 九 環境保全に係る図書並びに出版物の発行
- 十 環境保全に係る製品等の企画開発および販売
- 十一 その他、本協会目的達成に関わる事項

### (主たる事務所)

第 4 条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

- 2 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に従たる事務所を設置することができる。従たる事務所を移転又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 会 員

### (種別)

第 5 条 この法人の会員は、次の4種とする。

- 一 普通会员 この法人の目的に賛同して入会の申込みをした個人又は団体
  - 二 特別会員 学識経験者またはこれに準ずる者あるいは公共性の高い団体でこの法人の運営に寄与するものとして会長の推薦を受け、社員総会で承認された者
  - 三 名誉会員 この法人に対して功績のあった者として会長の推薦を受け、社員総会で承認された者
  - 四 賛助会員 この法人の目的に協賛して入会の申込みをした個人又は団体
- 2 普通会员及び特別会員をもって正会員とし、正会員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する社員とする。

### (入会)

第 6 条 普通会员又は賛助会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項の入会申込者がこの法人の目的に賛同して入会しようとするときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 3 前項の規定により、入会の承認をしたときは、会員名簿に所定の事項を記載するとともに、申込者にその旨を通知する。入会を拒否したときは、ただちにその旨を通知する。

### (退会)

第 7 条 会員は、1ヶ月前までに書面による届出を行い、いつでも退会することができる。

- 2 会員は、次の各号の一つに該当するときは退会したものとみなす。
  - 一 会費を6箇月以上滞納したとき
  - 二 総社員の同意があったとき
  - 三 死亡又は解散したとき
  - 四 第8条の規定により除名されたとき

### (除名)

第 8 条 会員が、この法人の名誉を毀損し又はこの定款に違反する行為をしたときは、第15条第2項に規定する社員総会の特別決議により除名する

ことができる。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日から一週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 9 条 普通会员又は賛助会員となった個人又は団体は、社員総会の決議を経て別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### 第 3 章 社員総会

(構成)

第 10 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第 11 条 社員総会は、次の事項及び一般社団・財団法人法に規定する事項に限り決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任並びに理事の任期の短縮
- 三 役員報酬等の額及びその支給基準
- 四 一般社団・財団法人法第 113 条に規定する役員責任の一部免除
- 五 役員責任の一部免除を受けた者への退職慰労金支給
- 六 定款の変更
- 七 事業の全部又は一部の譲渡
- 八 解散及び継続
- 九 合併契約の承認
- 十 第 38 条第 2 項に規定する残余財産の帰属の決定
- 十一 役員が社員総会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任
- 十二 総議決権数の 10 分の 1 以上の正会員による招集の請求により招集された社員総会における、法人の業務及び財産の状況を調査する者の選任
- 十三 入会金及び会費
- 十四 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを

記載した書類の承認

十五 事業報告並びに計算書類及び財産目録の承認

- 2 社員総会は、前項第十一号又は第十二号に掲げる事項を決議する場合を除き、あらかじめ社員総会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。

(招集)

第12条 定時社員総会は毎事業年度終了後3箇月以内に、臨時社員総会は必要に応じて随時、招集する。

- 2 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
- 3 社員総会を招集するには、理事会は次の事項を決議しなければならない。
  - 一 社員総会の日時及び場所
  - 二 社員総会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、役員等の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要（確定していない場合はその旨）を含む。）
  - 三 社員総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨、社員総会参考書類に記載すべき事項及び議決権行使の期限
  - 四 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法及び代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項

(招集通知)

第13条 会長は、社員総会の日を2週間前までに、正会員に対して、前条第3項各号に掲げる事項（次項により社員総会参考書類に記載した事項を除く）を記載した書面により、その通知を発しなければならない。

- 2 社員総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、一般社団・財団法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。
  - 一 社員総会参考書類
  - 二 議決権行使書面

(議長)

第14条 社員総会の議長は、会長とする。

(決議)

第15条 社員総会の決議は、議決権を有する総正会員の過半数が出席し、出席

正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数の場合は否決とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総正会員の半数以上でかつ総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 一般社団・財団法人法第113条第1項に規定する役員の一部免除
- 四 定款の変更
- 五 事業の全部の譲渡
- 六 解散及び継続
- 七 合併契約の承認

(議決権)

第16条 正会員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第17条 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、他の正会員を代理人としてその議決権を代理行使させることができる。この場合においては第15条の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権行使)

第18条 社員総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、社員総会に出席できない会員は、第13条第2項に規定する議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第15条の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第19条 会長が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、正会員の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する社員総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第12条第3項の理事会において定めるものとし、第13条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、一般社団・財団法人法第57条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

## 第4章 役員

(役員及び員数)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事3名以上15名以内
  - 二 監事2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、2名を業務執行理事(一般社団・財団法人法第91条第1項に規定する理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ)とする。
- 3 代表理事は会長とする。
- 4 業務執行理事のうち1名を専務理事、1名を常務理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。

- 2 理事および監事の候補者の推選は、総会において正会員のなかから指名推選によるものとする。指名人の選定は、議長が指名し総会出席正会員の半数以上の多数によって承認を受けた者が行うものとする。
- 3 監事の選任に関する議案を社員総会に提出する場合は、一般社団・財団法人法72条1項による監事の同意を得なければならない。

(役員資格)

第23条 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

- 2 一般社団・財団法人法第65条第1項に規定する者は、理事又は監事となることができない。

(役員解任)

第24条 役員は、いつでも第15条第1項に定める社員総会の決議により、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、同条第2項の決議による。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 前2項規定に関わらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠

として選任された理事又は監事の任期については、それぞれ退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

(欠員)

第26条 理事又は監事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

2 代表理事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選任された代表理事が就任するまで、なお代表理事として権利義務を有する。

(役員職務)

第27条 理事及び監事は、一般社団・財団法人法に規定する職務を行うほか、次の区分に応じ、それぞれに規定する事項の職務を行う。

一 会長 社員総会及び理事会を招集し、議長となるほかこの法人を代表し、業務を総理する。

二 専務理事 会長を補佐し、業務を掌理し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

三 常務理事 理事会の審議に加わるほか、この定款に定めるところによりこの法人の業務を行う。

2 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(役員報酬等)

第28条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には、費用を弁償することができる。

3 第1項ただし書に規定する報酬の支給基準については、種類、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかになるように、社員総会の決議により定めるものとする。

(損害賠償責任の免除)

第29条 この法人は、役員及び会計監査人の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 理事会

(理事会の設置)

第30条 この法人に、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第31条 理事会は、次の事項を決議する。

- 一 社員総会の招集に関する事項
- 二 会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 四 重要な財産の処分及び譲受け
- 五 多額の借財
- 六 重要な使用人の選任及び解任
- 七 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止
- 八 一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- 九 一般社団・財団法人法第114条第1項に規定する損害賠償責任の一部免除
- 十 その他この法人の業務の執行に関する事項（社員総会の決議を要する事項を除く）

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集しようとするときは、会長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する

理事は、決議に加わることができない。

(決議の省略)

第35条 会長が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、一般社団・財団法人法第95条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録に署名し又は記名押印する者は、理事会に出席した代表理事及び監事とする。

3 理事会の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合、当該電磁的記録に記録された事項については、電子署名をとらなければならない。

## 第6章 財産及び会計

(剰余金の処分制限)

第37条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の配分をすることはできない。

2 会員に剰余金の配分をする社員総会の決議は無効とする。

(残余財産の帰属)

第38条 清算する場合において、この法人の残余財産は、類似の事業を目的とする他の公益社団法人又は公益財団法人あるいは国又は地方公共団体に帰属させるものとする。

2 前項に規定する他の公益社団法人又は公益財団法人は、第15条第1項に規定する社員総会の決議により定めるものとする。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第40条 会長は、各事業年度開始の日の前日までに事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する書類は、当該事業年度の定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 本協会の運営は、会員より徴収する入会金、会費、各種負担金、その他、理事会が必要と認め決議した臨時会費と事業収入で行う。

(事業報告及び決算)

第41条 会長は、各事業年度終了後3箇月以内に次の書類を作成し、第一号、第二号及び第四号の書類については監事の作成した監査報告を添付して、各事業年度終了後3箇月以内に定時社員総会の承認を受けなければならない。

一 各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

二 事業報告

三 一、二の附属明細書

四 財産目録

五 社員名簿

六 役員名簿

七 役員の報酬の支給の基準を記載した書類

八 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

2 前項各号に規定する書類は、当該事業年度経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

## 第7章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款を変更するときは、第15条第2項に規定する社員総会の決議をしなければならない。

(合併)

第43条 この法人が合併するときは、第15条第2項に規定する社員総会の決議をしなければならない。

(事業の全部又は一部の譲渡)

第44条 この法人が事業の全部又は一部の譲渡をするときは、第15条第2項に規定する社員総会の決議をしなければならない。

(解散)

第45条 この法人は、次の事由により解散する。

- 一 第15条第2項に規定する社員総会による解散の決議があったとき
- 二 社員が欠けたとき
- 三 合併（当該合併によりこの法人が消滅する場合に限る）
- 四 破産手続開始の決定
- 五 裁判所による解散命令があったとき

## 第8章 情報開示

(帳簿及び書類等の備付け及び閲覧)

第46条 この法人は、次の各号に掲げる帳簿及び書類等を主たる事務所に備えておかななければならない。

- 一 定款
- 二 会員名簿
- 三 社員総会で議決権代理行使をした場合の委任状
- 四 社員総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書面
- 五 第19条に規定する社員総会の決議の省略をした場合の同意書
- 六 社員総会の議事録
- 七 第35条に規定する理事会の決議の省略をした場合の同意書
- 八 理事会の議事録
- 九 会計帳簿
- 十 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資に係る見込み記載した書類
- 十一 各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書
- 十二 財産目録
- 十三 役員名簿
- 十四 役員の報酬等の支給基準
- 十五 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### 十六 許可等及び登記に関する書類

- 2 前項第一号、第六号及び第十号乃至第十五号に掲げる書類については、従たる事務所にも備え置くものとする。
- 3 帳簿及び書類等の備置き期間並びに閲覧については、理事会の承認を受けた情報公開規定に定めるものとする。

(公告)

第47条 この法人の公告方法は、官報に掲載する方法による。

### 第9章 事務局その他

(事務局)

第48条 この法人に事務局を置き、職員の任免は会長が行う。

- 2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

### 第10章 附 則

(最初の事業年度)

第50条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成21年3月31日までとする。